

## 放射線作業届

事業の種類	元方事業場の名称	事業場の所在地		
作業の件名				
作業指揮者の職氏名				
関係請負人の名称及び所在地				
作業の場所				
作業の期間 (全体工期)	( )	作業者数		
		元方事業場	関係請負人	合計
作業の概要	(作業規模: )			
放射線環境	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)			
	表面汚染 (Bq/cm <sup>2</sup> )			
	空气中濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )			
放射線遮へい、遠隔操作等の被ばく防止の措置				
汚染防止の措置				
保護衣及び保護具				
放射線測定器			警報計 (警報設定値)	( )
熱中症予防措置等				
事故等発生時の避難等の措置				
放射線環境の監視の方法	外部放射線による線量当量率 (mSv/h)			
	表面汚染 (Bq/cm <sup>2</sup> )			
	空气中濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )			
推定実効線量	平均実効線量 (mSv)		備考	
	最高実効線量 (mSv)			
	総実効線量 (人・mSv)			

平成 年 月 日

事業者職氏名

印

発注者として上記作業届を確認しました。

原子力事業者担当者職氏名

印

労働基準監督署長 殿

## 備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「元方事業場」の欄は、原子力事業者が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場名（例：●●(株) ●●原子力発電所）を記載し、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者名を記載すること。  
元方事業場が原子力事業者以外の場合、原子力事業者の当該作業を監理する部署の責任者は、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、職氏名を記載すること。
- 3 「作業指揮者職氏名」の欄は、元方事業場の職員であって実際に作業指揮を行う者の職氏名を記載すること。
- 4 「作業の名称」の欄は、元方事業場が原子力事業者以外の場合、原子力事業者から発注された名称を記載すること。
- 5 「関係請負人の名称及び所在地」の欄には、全ての関係請負人を記載すること。
- 6 「作業の期間」については、除染、清掃といった定型作業を除き、おおむね1ヶ月を超えないこと。発注された工期が1ヶ月を超える場合は、分割して作業届を提出することし、分割して届け出る場合括弧内には全体の工期を記載すること。
- 7 「作業の概要」の欄は、可能な限り具体的に記入するものとし、作業工程の概要が分かる書面及び実際の作業場所がわかる図面を添付すること。括弧内に作業規模（一日当たりの作業員数×一日当たりの作業時間×作業日数）を記載すること。また、原子力事業者が、発注した作業の工事監理について自ら作業を行う者として作業届を提出する場合は、工事監理の対象となる作業名称（発注した工事名称）と発注先、当該作業の作業届の提出状況及び提出されている場合は受理番号について記載した書類を添付すること。
- 8 「放射線遮へい、遠隔操作等の被ばく防止の措置」については、有効な放射線防護衣の着用、被ばくを低減するための作業工程、作業場所までの移動方法の検討結果、作業時間の設定、モックアップによる訓練の実施予定等を含め、可能な限り具体的に記載すること。
- 9 「汚染防止の措置」については、汚染水、汚染空気、汚染物等の事前の除去、除洗の実施方法等も含め、可能な限り具体的に記載するほか、万一、汚染が発生した場合の対処方法を記載すること。
- 10 「放射線環境」については、原則として、最新の外部放射線による実効線量の測定結果マップ（作業場所の図面と兼ねても可。）を添付すること。
- 11 「汚染防止の措置」の欄は、汚染拡大防止措置、汚染された物の取扱い及び処理の方法等について可能な限り具体的に記入すること。
- 12 「熱中症予防措置等」には、暑熱な時期には、作業時間帯の設定、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩場所までの距離のほか、保冷剤付き作業服等の着用、熱中症に関する労働衛生教育の実施予定など熱中症対策の主要事項について記載するとともに任意の様式で作成した熱中症対策のチェックリストを添付すること。暑熱な時期以外については、休憩の頻度、休憩時間の長さ、休憩場所までの距離等について記載すること。
- 13 「事故等発生時の避難等の措置」には、事故等が発生した場合の警報の方法、緊急に必要なある応急措置、避難経路、被災者の緊急搬送の方法等について記載すること。避難場所及び避難経路を記載した図面を添付すること。
- 14 「放射線環境の監視の方法」の欄は、測定器、測定の方法、測定の頻度等について記入すること。
- 15 「備考」の欄は、その他特記すべき事項、参考となる事項を記入すること。
- 16 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。